

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年7月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月15日から同年8月5日まで

私は、平成2年8月から9年8月までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間当時は、私がそれまで勤務していたA社（適用事業所の所在地はB県）の研究所が閉鎖となり、A社（適用事業所の所在地はC県）所属のD工場（B県）に転勤となった時期に当たり、申立期間中もA社の正社員として、途切れることなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言から、申立人が平成2年8月21日から9年8月15日までの間、A社に継続して勤務し（A社（B県）からA社（C県）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚が、B県所在の事業場が閉鎖になったため、C県所在の所属事業場へ転勤になったと述べていることから、A社（B県）が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同一日の平成6年7月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（C県）におけ

る平成6年8月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、両事業所共通の元事業主は、当時の関係書類を保管しておらず、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と述べており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和44年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年10月から59年2月までの間、A社のC工場及びB工場で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間は、私がそれまで勤務していたA社のC工場からB工場に転勤となった時期に当たり、申立期間中も同社B工場の正社員として、途切れることなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社B工場を承継するD社が保管する申立期間当時の人事異動記録等から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和44年3月31日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、申立人の資格取得日が昭和44年4月1日と記録されていることから、事業主

が同日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、同社C工場）における資格取得日に係る記録を昭和43年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月29日から同年7月1日まで

私は、年金事務所から、A社B工場における厚生年金保険の記録回復が行われた者の同僚としてお知らせがあったので、自分の年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、私がA社D工場から同社B工場に異動となった時期に当たり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管する人事台帳及び元同僚の証言などから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（A社D工場から同社B工場に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該人事台帳及びA社の証言などから判断すると、同社D工場における資格喪失日と同日の昭和43年6月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としているものの、E健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、健康保険の被保険者資格の取得日が厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同じであることが確認できるところ、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 鹿児島厚生年金 事案 900

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月 1 日から 18 年 5 月 19 日まで

A社の事業主である私の父が、事業所を閉鎖した平成 18 年 5 月より少し前に、同社の社会保険料を社会保険事務所（当時）で直接納付したことを覚えている。そのときの私の厚生年金保険料は、17 万円の標準報酬月額で計算されていたと思う。

申立期間について、私が受け取っていた報酬月額に見合う厚生年金保険の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間に係る標準報酬月額の記録が、当時の報酬月額と相違していると申し立てている。

しかし、オンライン記録では、申立人、及びA社の元事業主である申立人の父親に係る標準報酬月額が、平成 17 年 5 月の随時改定（月額変更）により、いずれも同年 8 月 18 日付けで、17 万円から下限額の 9 万 8,000 円に変更処理されていることが確認できる。申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」（平成 17 年 8 月 17 日受付）に記載されている報酬月額は 3 万円であり、当該届書に添付された「被保険者実態調査表」には、申立人の報酬月額を引き下げた理由として「家族役員、会社経営状態悪化のため今年度から支給を下げました。」と記載されていることが確認できる。

また、当該調査表と同時に提出された申立人に係る「年間賃金台帳」には、平成 17 年 1 月の支給額は 17 万円、同年 2 月から同年 7 月までの支給額はそれぞれ 3 万円と記載されているところ、同年 8 月から同年 12 月までの期間についても支給額が 3 万円であったとすると、その年間合計額は 50 万円となり、

申立人に係る「所得税の確定申告書」及び「給与所得の源泉徴収票」に記載されている「年間支払額」と一致することから、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の届出及びその処理に不自然さは見られない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、前述の「年間賃金台帳」では、平成17年1月から同年7月までの厚生年金保険料の控除額が確認できるところ、これらの保険料控除額に見合う標準報酬月額は17万円と認められるものの、申立期間に係る報酬月額3万円に見合う標準報酬月額は9万8,000円となり、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 26 日から同年 9 月 15 日まで

私は、昭和 44 年 7 月から同年 9 月までの間、A 社で、実習生として勤務していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私が所持している船員手帳には、A 社の B 船舶に乗船していたことが記載されており、また、申立期間中、私と同様に実習生として A 社の C 船舶に乗船していた元同僚には、船員保険の加入記録がある。申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び A 社が保管する申立人に係る乗組員カードから、申立人は、申立期間において、実習生として同社の B 船舶に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、A 社に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間中に申立人の氏名は無い上、申立人の船員保険被保険者資格取得日は昭和 44 年 11 月 2 日となっており、オンライン記録と一致する。

また、A 社では、申立期間当時の船員保険料の控除について確認できる資料が無いとした上で、「一部の实習生については、乗船する船舶の危険度等によって船員保険に加入させた者がいるかもしれないが、通常は、学生である実習生は、一般の船員と異なり船員保険に加入させていなかった。」としており、同社が申立期間当時、実習生について、必ずしも船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、元同僚として、申立期間と同じ時期に、A 社の C 船舶に実習生として乗船し、当該期間について船員保険の被保険者資格がある者の氏名を挙げているところ、当該元同僚についても、当時の船員保険料の控

除を確認できる資料が無く、船員保険料が控除されていたと判断するまでには至らない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月頃から同年 12 月頃まで

私は、昭和 46 年 3 月に叔父夫婦を頼って A 県に移り住み、同年 4 月頃、叔母の紹介で B 社に入社して同年 12 月頃まで勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の就職先を紹介したとするその叔母の証言から、申立人が申立期間当時、B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社の証言から、i) 申立期間当時、アルバイト等の中には、自らの申出で厚生年金保険に加入しない者が多数いたこと、ii) 申立人については、同社が保管する労働者名簿に氏名の記載が無いことなどから、アルバイトとして勤務し、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、B 社に係る「健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿」では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は確認できない上、整理番号の欠番も見られない。

さらに、申立人の B 社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。